

人権教育及び人権啓発推進
さいたま市実施計画

【令和8～12年度】

令和8年3月

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部

目 次

1 実施計画の趣旨	1
2 実施計画の目標	1
3 連携・協力体制	1
4 実施計画の見直し	1
5 施策の体系	2
6 課題への対応と計画の推進	4
基本的課題①たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進	4
基本的課題②あらゆる場における人権教育・啓発の推進	8
基本的課題③特に人権と関わりの深い者に対する人権教育・啓発の推進	13
基本的課題④地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進	17
基本的課題⑤様々な人権問題に対する相談システムの充実	23
用語解説	26

【参考資料】

- 1 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱・名簿
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

1 実施計画の趣旨

本市では、人権の尊重を市政の重要な柱として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人及び感染症の感染者等に関わる様々な人権問題の解決を図るため、平成13年8月に「さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部」を設置し、関係部局相互の緊密な連携を図りながら、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」を同年12月に策定しました。（基本計画は、平成16年4月及び平成30年4月に一部改正）

本実施計画は、「基本計画の具体的な推進」に定める各項目を骨組みとして、各施策を位置づけ、基本計画の理念である「人権文化の構築」を目指すものです。

2 実施計画の目標

本実施計画では、基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることに重点を置き、「差別をしない」「差別をさせない」「差別をゆるさない」という意志を持ち、だれもが安心して生活できる、人権感覚のあふれた、日本一しあわせを実感できる「さいたま市」の実現を目標とし、人権教育・啓発の取り組みを推進します。

3 連携・協力体制

人権教育・啓発の取り組みに当たっては、国や埼玉県などの関係機関との連携を図るとともに、企業や民間運動団体、NPOなどと協力をして、推進します。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、令和8年度から令和12年度までを実施期間とします。ただし、毎年度、実施計画について取りまとめる「人権教育及び人権啓発推進に関するさいたま市基本計画・実施計画の推進状況」の内容を踏まえ、また社会情勢の急激な変動や諸制度の変化に応じて、見直しを行います。

5 施策の体系

[基本的課題 ①]

たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進

(施策の分類)	(施策の方向)
1 就学前教育機関における人権教育、人権啓発	① 環境の充実 ② 人格を尊重した教育 ③ 家庭・地域等との連携
2 学校における人権教育、人権啓発	① 基本的人権の尊重に徹する教育の推進 ② 学習指導法の工夫・改善 ③ 正義感・思いやりを行き渡らせる教育の推進 ④ 様々な体験活動・ボランティア活動の場や機会の充実 ⑤ 教育相談の充実
3 教職員研修の充実	① 職能等に応じた研修 ② 各教科等を通じた研修 ③ 校内における研修

[基本的課題 ②]

あらゆる場における人権教育、人権啓発の推進

(施策の分類)	(施策の方向)
1 隣保館、集会所、男女共同参画推進センター、公民館等公共施設における人権教育、人権啓発	① 学習機会の充実 ② 地域交流の促進 ③ 自主的活動への支援
2 社会教育関係団体における人権教育、人権啓発	① 指導者の人権意識の高揚 ② 支援システムの整備 ③ 指導者の育成
3 家庭、地域における人権教育、人権啓発	① 社会参画の促進 ② 教育力の向上 ③ 指導者の育成 ④ 自主的活動への支援
4 企業における人権教育、人権啓発	① 企業研修会の推進 ② 企業内啓発活動への支援 ③ 事業主に対する職場環境整備等の働きかけ

[基本的課題 ③]

特に人権と関わりの深い者に対する人権教育、人権啓発の推進

(施策の分類)	(施策の方向)
1 市職員	① 職員に対する研修の充実 ② 職員派遣研修の充実 ③ 所管課職員の育成
2 学校教育関係者	① 指導主事等に対する研修の充実 ② 教職員派遣研修の充実

3 社会教育関係者	① 社会教育関係職員に対する研修の充実 ② 職員派遣研修の充実
4 福祉関係者	① 民生委員・児童委員等の研修の充実 ② 社会福祉主事等に対する研修の充実 ③ 施設利用者の人権に配慮した関わり
5 保健、医療関係者	① 保健、医療関係者等の人権意識の高揚
6 マスメディア関係者	① 人権尊重意識に視点を置いた教育の支援

[基本的課題 ④]

地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進

(施策の分類)	(施策の方向)
1 学習環境の整備	① 各種学習施設的环境整備 ② 人権学習センターの整備 ③ 人権教育推進組織の整備充実
2 効果的な啓発方法の研究、開発	① 市民ニーズの把握 ② 学習プログラムの開発 ③ 事業内容の調整 ④ 学習形態の工夫、改善
3 啓発資料の作成、活用	① 啓発冊子の作成 ② リーフレットの作成 ③ 情報誌の発行 ④ 啓発用品の作成、配布
4 視聴覚教材等の整備	① 視聴覚教材等の体系的な整備 ② 啓発機材、図書等の充実
5 情報の提供	① 多様な広報媒体による啓発活動の充実 ② 情報機能の充実
6 人材の育成	① 人材の育成 ② 市民参画促進
7 イベントの開催	① 多様なイベントの開催

[基本的課題 ⑤]

様々な人権問題に対する相談システムの充実

(施策の分類)	(施策の方向)
1 相談事業の充実	① 各種の人権問題に対する相談事業の充実
2 相談システムの充実	① 人材の確保 ② ネットワークの構築

6 課題への対応と計画の推進

[基本的課題 ①] たくましく豊かに生きる力をはぐくむ教育の推進

乳幼児期は心身の成長、発達が極めて盛んであり、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期です。この時期に子どもたちの人格や個性を尊重し、心豊かな人間性をはぐくむことは一人ひとりの人権感覚や道徳性の芽生えの助長につながります。このため、乳幼児期から学校までの成長段階に応じた教育活動を通して、次代を担う子どもたちに対して、生き生きと生活できる環境の中で一人ひとりが他人の存在に気づき、相手を思いやる心を育てる人権教育・啓発活動を推進することが重要です。

(施策の分類) 1 就学前教育機関における人権教育、人権啓発

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 環境の充実			○ ○ ○ ○						1 健康教育の充実 2 健康相談の充実 3 乳幼児健康診査の充実 4 訪問指導の充実 5 育成支援の充実	出産前教室、育児学級 育児相談 乳幼児健康診査 妊産婦訪問指導、新生児訪問指導、 母子訪問指導 育成支援事業	各区保健センター 各区保健センター 各区保健センター、母子保健課 各区保健センター、母子保健課 保育課
② 人格を尊重した教育	○	○	○	○	○	○	○	○	1 幼児教育内容の充実 2 保育士・幼稚園教諭等の研修の充実	公開保育研修会・保育士研修 保育者資質向上研修	幼児政策課、保育課 幼児政策課、保育課
③ 家庭・地域等との連携			○ ○						1 地域及び施設子育て支援の整備 2 地域活動のネットワークの整備	子育て支援センター事業 児童センター事業 親子教室	子育て支援課、保育課、 保育施設支援課 子ども・青少年政策課 各区保健センター

施策の方向	各種人権問題への対応								具 体 的 施 策	事 業 名	関 係 各 課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
③ 正義感・思いやりを 行き渡らせる教育の推進	○ ○	○ ○	○ ○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	1 道徳教育の充実 2 特別活動の充実 3 生徒指導の充実	指導内容、指導方法の工夫改善 指導内容、指導方法の工夫改善 「人間関係プログラム」の推進	教育課程指導課、教育研究所 教育課程指導課、教育研究所 生徒指導課
④ 様々な体験活動 ボランティア活動 の場や機会の充実			○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○			1 スポーツ・文化・国際交流の推進 2 体験活動の充実 3 ボランティア活動の充実	姉妹・友好都市交流事業 スポーツ少年団派遣・受入事業 総合的な学習の時間の研究 特別活動における取組の推進	観光国際課、教育課程指導課 観光国際課 教育課程指導課 教育課程指導課
⑤ 教育相談の充実			○ ○	○	○				1 学校教育相談体制の充実 2 教育支援体制の充実	スクールカウンセラー・スクールソーシャル ワーカー・さわやか相談員の充実 就学・発達相談 日本語指導員派遣事業	総合教育相談室 特別支援教育室 教育課程指導課

(施策の分類) 3 教職員研修の充実

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 職能等に応じた研修	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	1 管理職研修の充実 2 教職員の分野別研修の充実 3 教職員の経験年数別研修等の充実	管理職人権教育研修会(校長対象) 教育相談主任研修会 学校カウンセリング応用研修 人権教育主任研修会 生徒指導主任研修会 国際教育主任研修会 道徳教育研修会 子どもを生き生きさせる特別活動研修会 教育心理・教育相談研修会 いじめ問題とその対応研修会 子ども虐待防止フォーラム 初任者研修「児童生徒理解」 2年経験者自主研修「学校カウンセリング基礎研修」 教育経営研修「学校教育における人権教育の推進」	人権教育推進室 総合教育相談室 総合教育相談室 人権教育推進室 生徒指導課 教育課程指導課 教育研究所 教育研究所 教育研究所 教育研究所 子ども家庭支援課、人権教育推進室 教育研究所 総合教育相談室 教育研究所
② 各教科等を通じた研修	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	1 授業研究会等の促進 2 指導法の向上に係る教職員研修の充実	教育研究会等との連携・推進 人権教育研究指定校の研究発表	教育課程指導課、教育研究所 人権教育推進室
③ 校内における研修	○	○	○	○	○	○	○	○	1 講演会・研究会等の充実	指導者派遣等 人権教育・啓発ビデオ/DVDの貸出し	人権教育推進室 人権教育推進室、教育研究所

[基本的課題 ②] あらゆる場における人権教育、人権啓発の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、その主役である市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが必要です。このため、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした具体的な実践へとつながる学習を推進することが重要であることから、市民が様々な機会を通していつでも気軽に参加できる学習の場所や魅力的な情報の提供、充実を図る必要があります。

(施策の分類) 1 隣保館、集会所、男女共同参画推進センター、公民館等公共施設における人権教育、人権啓発

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 学習機会の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 施設主催の各種学級、講座、セミナー等の充実	公民館における人権・同和問題の理解を図る講座 日本語教室 子育て支援センター事業	人権教育推進室、公民館
	○	○	○	○	○	○	○	○	2 隣保館・集会所事業の充実	人権講演会・講座 人権講演会における託児 隣保館・集会所講座(成人、子ども教室等)	公民館 子育て支援課、保育課、 保育施設支援課 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権政策・男女共同参画課(隣保館)
		○						○	3 男女共同参画推進センター事業の充実	男女共同参画関連講座等の実施	人権教育推進室(集会所) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター)
	○	○	○	○	○	○	○	○	4 施設利用者対象研修会の開催	隣保館・集会所	人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)
② 地域交流の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	1 隣保館・集会所・公民館事業の実施	高齢者・サークルの交流促進 隣保館文化祭 集会所文化祭	人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)
			○	○	○				2 育成支援制度の適用対象児と健常児の交流、世代間交流や異年齢児交流の促進	保育所地域活動事業	保育課
			○		○				3 施設主催事業の充実	児童センター事業 子育て支援センター事業	子ども・青少年政策課 子育て支援課、保育課、 保育施設支援課

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
③ 自主的活動への支援	○	○	○	○	○	○	○	○	1 サークル活動への施設の提供 2 男女共同参画に関する学習グループの支援 3 隣保館・集会所施設の貸出し 4 人権学習の情報提供	サークルへの支援 日本語教室の支援 活動場所及び情報の提供 各種サークルへの施設の提供 人権情報誌の提供	人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所) 生涯学習総合センター、公民館 観光国際課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)

(施策の分類) 2 社会教育関係団体における人権教育、人権啓発

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 指導者の人権意識の高揚	○	○	○	○	○	○	○	○	1 社会教育関係団体対象研修会の開催	人権啓発講演会	人権政策・男女共同参画課、 人権教育推進室
② 支援システムの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種団体への支援事業の充実整備 2 団体・交流支援事業の充実 3 団体・サークルへの講師派遣等の充実整備 4 障害者の権利擁護体制の整備	学習教材等の貸出し 活動場所及び情報の提供 人権教育指導者派遣 障害者の権利の擁護に関する委員会の運営 高齢・障害者権利擁護センターの運営 地域自立支援協議会の運営	人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権教育推進室 障害政策課 高齢福祉課 障害福祉課
③ 指導者の育成	○	○	○	○	○	○	○	○	1 指導者育成事業の実施	人権教育・啓発指導者の育成	人権教育推進室、人権政策・男女共同参画課

(施策の分類) 3 家庭、地域における人権教育、人権啓発

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 社会参画の促進		○		○					1 高齢者社会参画事業の充実 2 男女共同参画の推進 3 託児制度の実施 4 障害者社会参画事業の実施 5 手話通訳者及び要約筆記者の派遣 6 精神障害者の地域移行・地域定着支援	シニアユニバーシティの開校 セカンドライフ支援事業 男女共同参画関連講座等の実施 情報誌等の発行 人権講演会における託児 障害者スポーツ教室 誰もが共に暮らすための市民会議の開催 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 精神障害者の地域移行・地域定着支援事業	高齢福祉課 高齢福祉課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 障害政策課 障害政策課 障害福祉課 障害福祉課
② 教育力の向上	○	○	○	○	○	○	○	○	1 家庭・地域社会への啓発活動の推進 2 親子ふれあいの場や機会の充実 3 男女共同参画に関する意識の啓発 4 学習資料・教材の研究・啓発	公民館事業の充実 メディアリテラシー出前講座 家庭教育学級 情報誌等の発行 男女共同参画関連講座等の実施 学習資料・教材の作成 人権啓発冊子の作成	公民館 教育研究所 公民館 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
③ 指導者の育成		○	○	○	○	○		○	1 地域リーダー養成の推進(育成と支援)	人権擁護委員協議会への支援	人権政策・男女共同参画課
④ 自主的活動への支援	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種ボランティア団体等への協力・支援 2 自主的グループ育成への支援の促進 3 学習資料・教材の提供 4 団体・交流支援事業の充実	自主的団体への支援 子育て支援センター事業 啓発冊子の提供 男女共同参画推進市民企画講座の実施 さいたま市男女共同参画推進センター 公募型共催事業の実施 隣保館・集会所事業	人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室 子育て支援課、保育課、 保育施設支援課 人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)
	○	○	○	○	○	○	○	○	5 市民・人権団体の交流・ネットワークづくり		

(施策の分類) 4 企業における人権教育、人権啓発

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 企業研修会の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	1 人権問題の解決に向けた研修	企業等人権問題研修会	人権政策・男女共同参画課
	○	○	○	○	○	○	○	○	2 公正採用選考に向けた研修	公正採用選考人権啓発推進員研修会	人権政策・男女共同参画課
② 企業内啓発活動への支援	○	○	○	○	○	○	○	○	1 企業内研修活動への支援	企業等人権問題研修会	人権政策・男女共同参画課
	○	○	○	○	○	○	○	○	2 企業内研修会への啓発資料・情報等の支援	研修教材・啓発用品支援事業	人権政策・男女共同参画課
	○	○	○	○	○	○	○	○	3 企業内研修講師の派遣	研修教材・人権教育・啓発ビデオ/DVD等貸出し 企業内研修講師派遣事業	人権教育推進室、人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課
③ 事業主に対する職場環境整備等の働きかけ				○	○	○			1 障害者・高齢者の雇用の促進	障害者・高齢者の雇用促進	労働政策課、高齢福祉課、 障害者総合支援センター
		○						○	2 男女共同参画の促進	県央障害者就職面接会 高齢者の雇用の促進 職場のハラスメント防止の啓発 出前講座の実施(ワーク・ライフ・バランス) 育児休業等の諸制度の普及・啓発 企業等男女共同参画研修	障害福祉課、障害者総合支援センター 高齢福祉課 労働政策課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 労働政策課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター)
	○	○	○	○	○	○	○	○	3 人権問題解決の啓発	啓発物品・冊子等の配布 労働法に関する講座	人権政策・男女共同参画課 労働政策課
					○				4 障害者差別及び虐待に対する取組	ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発	障害政策課

[基本的課題 ③] 特に人権と関わりの深い者に対する人権教育、人権啓発の推進

特に人権擁護に深く関わりを持つ職業に従事する職員、関係者等においては、さらに人権問題を正しく理解し、それぞれの立場において適切な対応をする必要があります。このため、職員、関係者等一人ひとりが確かな人権感覚を身につけ、人権意識に根ざした具体的な実践ができるよう、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

(施策の分類) 1 市職員

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 職員に対する研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種人権問題に関する研修の実施 2 職種別に必要な研修の充実 3 男女共同参画に関する意識の啓発	人材育成課研修 人権問題研修 手話研修 福祉事務所職員等研修 生活保護等ケースワーカー研修 生活保護査察指導員研修 生活困窮者相談支援員研修 男女共同参画職員研修 男女共同参画職員ハンドブックによる啓発	人材育成課、人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 障害政策課 福祉総務課 生活福祉課(各区福祉課) 生活福祉課(各区福祉課) 生活福祉課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター)
② 職員派遣研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種研修会・講演会等への職員の参加	人権啓発講演会 企業等人権問題研修会 関係団体等による研修会	人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室
③ 所管課職員の育成	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種研究集会・指導者養成講座等への派遣 2 専門分野毎の指導者との交流の促進	人権教育・啓発リーダー研修 専門指導者との交流促進	人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室

(施策の分類) 2 学校教育関係者

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 指導主事等に対する研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種研修会・研究会の充実	各種研修会・研究会への参加 人権教育担当者研修会への参加 子ども虐待防止フォーラム	人権教育推進室、教育研究所、 教職員人事課 人権教育推進室、教職員人事課 子ども家庭支援課、人権教育推進室
② 教職員派遣研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種研修会等への教職員の参加	キャリアに応じた研修会	人権教育推進室

(施策の分類) 3 社会教育関係者

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 社会教育関係職員に対する研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種人権啓発研修の実施 2 学習プログラムの研究・開発 3 公民館職員研修の充実	人権教育指導者養成講座 社会教育関係職員用の研修資料の作成 人権問題研修 公民館職員研修	人権教育推進室 人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課 生涯学習総合センター
② 職員派遣研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 指導者の養成研修会等への参加 2 各種人権啓発研修会への参加	人権教育担当者研修会への参加 人権教育指導者養成講座 関係機関・団体による研修 人権啓発講演会・研修会	人権教育推進室 人権教育推進室 人権教育推進室 人権教育推進室

(施策の分類) 4 福祉関係者

	施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
		同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
①	民生委員・児童委員等の研修の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 民生委員・児童委員研修の充実 2 各種研修会、講演会等への参加 3 プライバシー保護配慮の充実	民生委員・児童委員研修 人権啓発講演会 民生委員・児童委員プライバシー保護配慮の充実	福祉総務課 人権政策・男女共同参画課 福祉総務課(各区福祉課)
②	社会福祉主事等に対する研修の充実		○	○	○	○	○		○	1 プライバシー保護配慮の充実	社会福祉主事等プライバシー保護の充実	福祉総務課
③	施設利用者の人権に配慮した関わり			○						1 施設職員向けに子どもの人権教育の充実 2 施設利用の子ども向けに子どもの人権教育の啓発	子どもの人権に関する研修 子どもの人権についてのプログラム実施	子ども家庭支援課 子ども家庭支援課

(施策の分類) 5 保健、医療関係者

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 保健、医療関係者等の人権意識の高揚	○	○	○	○	○	○	○	○	1 自主的研修活動の充実 2 プライバシー保護配慮の充実	看護師の倫理研修会 プライバシー保護の配慮	市立病院看護部 病院総務課

(施策の分類) 6 マスメディア関係者

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 人権尊重意識に視点を置いた教育の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	1 人権教育・啓発の理解と認識への支援 2 男女共同参画の視点にたった表現の浸透	人権教育・啓発推進本部の基本計画等の周知 企業等人権問題研修会 情報誌等の発行	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター)

[基本的課題 ④] 地域に密着したきめ細かい啓発活動の推進

市民一人ひとりが啓発活動の内容を十分認識し、その意義を理解することによって啓発効果はより大きな期待がもてることから、幼児期から高齢者に至る幅広い市民を対象にそれぞれのライフサイクルに応じ、総合的に捉えて効果的に推進する必要があります。

このため、日常生活のなかで人権との関わりを自覚できるよう身近な具体例を取り上げたり、表現や内容をわかりやすくしたり、参加者同士が自由に意見交換ができるように、それぞれの地域に密着したきめ細かい啓発活動を推進していく必要があります。

(施策の分類) 1 学習環境の整備

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 各種学習施設の環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種学習及び施設の環境整備(学習機会の推進) 2 男女共同参画施設の充実 3 隣保館、集会所の整備	公民館管理運営事業 男女共同参画推進センター等管理運営事業 隣保館、集会所管理運営事業	公民館 人権政策・男女共同参画課(男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)
② 人権学習センターの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	1 地域の人権学習の拠点施設の整備	隣保館、集会所管理運営事業	人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)
③ 人権教育推進組織の整備充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 人権教育推進組織の充実	人権教育推進協議会の充実 同和教育推進校連絡協議会の充実	人権教育推進室 人権教育推進室

(施策の分類) 2 効果的な啓発方法の研究、開発

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 市民ニーズの把握	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	1 市民意識調査・実態調査の実施 2 アンケートの実施	人権意識調査 講座・講演会等におけるアンケート調査	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課
② 学習プログラムの開発	○	○	○	○	○	○	○	○	1 生涯学習プログラムの開発	学習資料・教材の作成 人権啓発講演会の実施 出前講座(人権問題)の実施	人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課
③ 事業内容の調整	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	1 事業内容の点検と見直し 2 関係各課所との調整	人権教育・啓発推進本部 男女共同参画推進本部 人権教育・啓発推進本部 男女共同参画推進本部	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター)
④ 学習形態の工夫、改善	○	○	○	○	○	○	○	○	1 市民相互の交流の促進	地域住民相互の交流の促進	人権政策・男女共同参画課(隣保館) 人権教育推進室(集会所)

(施策の分類) 3 啓発資料の作成、活用

	施策の方向	各種人権問題への対応							具体的施策	事業名	関係各課
		同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題			
①	啓発冊子の作成	○	○	○	○	○	○	○	1 各種人権問題パンフレットの作成 2 人権文集等の作成	人権啓発冊子の作成 人権標語、人権作文の取組	人権政策・男女共同参画課 人権教育推進室
②	リーフレットの作成	○	○	○	○	○	○	○	1 各分野に関わるリーフレットの作成・配布	人権啓発リーフレット作成 相談事業案内リーフレット作成・配布 DV防止啓発リーフレット作成・配布 ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発リーフレットの配布	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画相談室) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画相談室)、人権教育推進室 障害政策課
③	情報誌の発行	○	○	○	○	○	○	○	1 各分野に関わる情報誌の発行・配布	情報誌等の発行 多言語による生活情報誌配布 人権教育ニュースの発行 ノーマライゼーション条例の簡明版のホームページへの掲載	人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 観光国際課 人権教育推進室 障害政策課
④	啓発用品の作成、配布	○	○	○	○	○	○	○	1 各種啓発用品作成・配布 2 ノーマライゼーション啓発用品の作成・配布	人権標語入り啓発用品の作成・配布 ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発	人権政策・男女共同参画課、 人権教育推進室 障害政策課

(施策の分類) 4 視聴覚教材等の整備

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 視聴覚教材等の体系的な整備	○	○	○	○	○	○	○	○	1 啓発機器・DVD等の充実	人権教育・啓発ビデオ/DVD等の充実・貸出し	人権教育推進室、 人権政策・男女共同参画課
② 啓発機材、図書等の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種啓発図書等の充実・貸出し	啓発図書等の充実・貸出し	人権政策・男女共同参画課、 中央図書館資料サービス課、 教育研究所

(施策の分類) 5 情報の提供

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 多様な広報媒体による啓発活動の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 「市報さいたま」への啓発記事掲載 2 インターネットの活用 3 テレビ広報番組の活用(テレビ埼玉) 4 多様な広報媒体の活用	人権啓発記事の掲載 広報活動 広報活動 各種広報媒体における人権啓発	主管課(広報課) 主管課(広報課) 主管課(広報課) 人権政策・男女共同参画課
② 情報機能の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 図書資料等の充実・提供	啓発図書等の充実・貸出し	中央図書館資料サービス課

(施策の分類) 6 人材の育成

	施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
		同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
①	人材の育成	○	○	○	○	○	○	○	○	1 各種人権問題指導者養成講座等の充実 2 各分野の専門指導者との交流の促進 3 認知症サポーター養成講座の開催	公民館における人権・同和問題の理解を図る講座 専門指導者との交流の充実 認知症サポーター養成事業	人権教育推進室 人権政策・男女共同参画課、人権教育推進室 いきいき長寿推進課
②	市民参画促進		○						○	1 市民との連携の推進 2 市民と直接意見交換を行う場の設置	事業検討会議の開催 男女共同参画推進センター広報誌の発行 誰もが共に暮らすための市民会議の開催	人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 障害政策課

(施策の分類) 7 イベントの開催

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 多様なイベントの開催	○	○	○	○	○	○	○	○	1 講演会、パネルディスカッション、シンポジウム等の開催 2 フェスティバル・文化祭等市民交流事業 3 高齢者関係事業 4 パネル展の開催 5 ノーマライゼーション普及啓発事業の開催	人権啓発講演会 パートナーシップさいたまフェスタの開催 はあといきいきプロジェクト 国際友好フェア・国際ふれあいフェア・スピーチ大会開催 シニアユニバーシティの開校 人権パネル展 「障害者週間」市民のつどい ノーマライゼーションカップ	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画推進センター) 精神保健課 観光国際課 高齢福祉課 人権教育推進室、人権政策・男女共同参画課 障害政策課 障害政策課

[基本的課題 ⑤] 様々な人権問題に対する相談システムの充実

今日の社会環境の変化に反映し、人権問題はますます複雑化してきており、これらの様々な人権相談に適切に対応する必要があります。このため、各種関係機関との緊密な連携を図りながら、それぞれの分野における様々な人権相談体制を充実することが重要です。

(施策の分類) 1 相談事業の充実

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 各種の人権問題に対する相談事業の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	1 人権相談 2 生活相談 3 法律相談・登記・税務・行政等 4 女性相談・DV相談 5 男性相談 6 子どもに関する権利救済相談 7 いじめに関する相談及び救済 8 育児相談の充実 9 心身障害者及び高齢者に関する相談 10 教育相談室の充実 11 在住外国人相談	各種人権問題に関わる相談事業 インターネット上の誹謗中傷等に係る相談窓口 隣保館での相談 市民相談 女性相談・DV相談 男性相談 家庭児童相談室 児童相談 いじめ問題救済委員会 育児相談 成年後見人制度 障害者生活支援センターの運営 高齢者相談員制度 介護保険相談員制度 教育・就学相談体制の充実 多言語生活相談・外国人生活相談	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課(隣保館) 市民生活安全課(各区くらし応援室) 人権政策・男女共同参画課(男女共同参画相談室) 人権政策・男女共同参画課(男女共同参画相談室) 子ども家庭支援課 北部・南部児童相談所 子ども・青少年政策課 各区保健センター 高齢福祉課、障害福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 介護保険課 総合教育相談室、特別支援教育室 観光国際課、市民生活安全課(大宮区くらし応援室)

施策の方向	各種人権問題への対応							具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題			
					○		○	12 保健相談の充実 13 福祉相談 14 交通事故相談 15 子どもに関する総合相談 16 犯罪被害者相談 17 各種人権相談窓口の周知	精神保健相談の充実 夜間・休日精神科救急医療相談 エイズ等相談・カウンセリング体制の整備・普及啓発活動 福祉相談体制の構築 交通事故相談 総合相談事業 犯罪被害者等支援事業 各種人権相談窓口の周知	精神保健課、各区保健センター 保健衛生総務課 感染症対策課 生活福祉課 市民生活安全課(大宮区くらし応援室) 子ども家庭総合センター総務課 市民生活安全課 人権政策・男女共同参画課

(施策の分類) 2 相談システムの充実

施策の方向	各種人権問題への対応								具体的施策	事業名	関係各課
	同和問題	女性問題	子ども問題	高齢者問題	障害者問題	外国人問題	感染者問題	様々な問題			
① 人材の確保				○					1 相談員の確保・相談体制の充実 2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員の配置 3 人権相談の充実 4 外国人生活相談の充実	地域包括支援センターにおける相談 24時間子どもSOS窓口及びさいたま市SNSを活用した相談窓口の設置 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員の配置 人権擁護委員の確保 外国人生活相談の運営	いきいき長寿推進課(各区高齢介護課) 総合教育相談室 総合教育相談室 人権政策・男女共同参画課 観光国際課・市民生活安全課 (大宮区くらし応援室)
② ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○	○	○	1 相談・支援ネットワークの整備 2 保護機関、NPO、ボランティアとの連携 3 高齢者・障害者・子育て支援ネットワークの構築 4 DV防止対策関係機関、女性支援関係機関の連携 5 自主的活動への支援	人権擁護委員協議会との連携 民間運動団体との連携・協力 高齢者の相談システムの充実 障害者の相談システムの充実 高齢・障害者権利擁護センターの運営 子育て支援ネットワークの構築 要保護児童対策地域協議会 DV防止対策関係機関ネットワーク会議、困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議の開催 法務局との連携・協力 人権擁護委員協議会等へ助成	人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課 高齢福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援課 人権政策・男女共同参画課 (男女共同参画相談室) 人権政策・男女共同参画課 人権政策・男女共同参画課

用語解説

NPO

Non-Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」等と訳される。継続的、自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

（「さいたま市総合振興計画」より）

シニアユニバーシティ

高齢者の積極的な社会参加により生きがいを高め、あわせて地域での活躍の道を開くことを目的に、60歳以上の市民を対象とした1年制の大学（一般教養）及び大学院（一般教養・専修科）。

（「さいたまいきいき長寿応援プラン」より）

セカンドライフ

定年退職後や子育てを終えた後などの人生のことで、第二の人生ともいう。

（「さいたま市総合振興計画」より）

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものからふるわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

（「第5次 さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」より）

ノーマライゼーション

障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念をいう。

現在では、障害者福祉に限らず、社会のあらゆる分野に共通する理念となっている。

（「さいたま市総合振興計画」より）

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

（「第5次 さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」より）

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 「人権教育及び人権啓発」に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第5条 本部会議の円滑な運営に資するため、本部に幹事長、副幹事長及び幹事で組織する幹事会を置く。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は、人権政策・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
本 部 員 名 簿**

本 部 長 市 長
副 本 部 長 副 市 長
副 本 部 長 教 育 長

本 部 員
水道事業管理者
市長公室長
都市戦略本部長
総務局長
財政局長
市民局長
スポーツ文化局長
保健衛生局長
福祉局長
子ども未来局長
環境局長
経済局長
都市局長
建設局長
西区役所区長
北区役所区長
大宮区役所区長
見沼区役所区長
中央区役所区長
桜区役所区長
浦和区役所区長
南区役所区長
緑区役所区長
岩槻区役所区長
消防局長
会計管理者
水道局長
議会局長
副教育長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
農業委員会事務局長

さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
幹事名簿

幹事長 市民局 市民生活部 部長

副幹事長 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課長

職 名
市長公室 広報課長
総務局 総務部 総務課長
総務局 人事部 人材育成課長
市民局 市民生活部 市民生活安全課長
市民局 市民生活部 コミュニティ推進課長
保健衛生局 保健部 保健衛生総務課長
保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課長
保健衛生局 保健所 保健所管理課長
福祉局 生活福祉部 福祉総務課長
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室長
福祉局 生活福祉部 生活福祉課長
福祉局 長寿応援部 高齢福祉課長
福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課長
福祉局 長寿応援部 介護保険課長
福祉局 障害福祉部 障害政策課長
福祉局 障害福祉部 障害福祉課長
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課長
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課長
子ども未来局 子ども育成部 母子保健課長
子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課長
子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課長
子ども未来局 子育て未来部 保育課長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部児童相談所長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所長
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課長
子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課長
経済局 商工観光部 労働政策課長
経済局 商工観光部 観光国際課長
消防局 総務部 消防総務課長
水道局 業務部 水道総務課長
教育委員会 管理部 教育総務課長
教育委員会 学校教育部 教育課程指導課長
教育委員会 学校教育部 特別支援教育室長
教育委員会 学校教育部 生徒指導課長
教育委員会 学校教育部 総合教育相談室長
教育委員会 学校教育部 健康教育課長
教育委員会 学校教育部 教育研究所長
教育委員会 生涯学習部 人権教育推進室長
教育委員会 生涯学習総合センター副館長
教育委員会 中央図書館 管理課長
人事委員会事務局 任用調査課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発推進
さいたま市実施計画

【令和8～12年度】

発行 さいたま市・さいたま市教育委員会
編集 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部
(事務局 さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課)